

京都市 医療救護活動マニュアル
(震災対策編)

令和3年5月(第二版)

保健福祉局

健康長寿企画課

医療衛生企画課

<作成に当たって>

大規模災害時には、様々な関係機関・団体と連携し、支援を受けながら医療救護活動を行う必要があります。

こうした活動を円滑に実施するため、京都市地域防災計画 震災対策編 第3章第9節に定める医療救護活動の基本的な具体的活動手順をまとめるかたちで、本マニュアルを策定しました。

万一の災害発生時には、このマニュアルを基本として様々な関係機関・団体が連携した効果的な医療救護活動に取り組むこととします。一方、被害状況等によっては、本マニュアルを基本としつつも臨機応変な対応が求められる場合があることにも留意が必要です。

今後、本マニュアルは、訓練への活用や関係機関・団体等との協議を通じて、実際に災害が発生した際に人的被害を少しでも軽減できる、実践に役立つものとなるよう、随時、更新をしていきます。

<目次>

- | | | |
|---|--------------------------------|------|
| 1 | 区・支所災害対策本部 保健福祉班 医療救護活動マニュアル | P 1 |
| | ① 医療機関の被害状況把握 | |
| | ② 医療ニーズの把握 | |
| | ③ DMAT、JMAT、歯科医療班等救護班の派遣 | |
| | ④ 避難所における救護スペース・救護所の設置 | |
| | ⑤ 必要な医薬品・資器材の把握・調達要請 | |
| 2 | 市保健福祉局救急医療調整班 医療救護活動マニュアル（初動編） | P 9 |
| 3 | 市保健福祉局救急医療調整班 医療救護活動マニュアル（活動編） | P 17 |

1 区・支所災害対策本部 保健福祉班 医療救護活動マニュアル

※ 区・支所災害対策本部保健福祉班の活動は、区・支所災害対策本部の活動の一部です。

区・支所災害対策本部保健福祉班が、市救急医療調整班と連携を図るうえで、区・支所災害対策本部の窓口について、指揮命令の輻輳を避けるため、区・支所災害対策本部内の役割分担により、総括班等を窓口とする、あるいは保健福祉班を窓口として、区・支所災害対策本部内で情報共有を図ります。

①医療機関の被害状況把握

【発生～72時間】

<考え方>

区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、救急医療の体制確保のため、病院（京都府が確認する災害拠点病院を除く。）及び透析医療機関（以下「病院等」という。）の被害状況を把握する。

※ 大規模災害時は、市救急医療調整班、DMAT活動拠点本部（基本は災害拠点病院に設置される。）に参集するDMAT等と連携して被害状況を把握する。

市救急医療調整班は、DMAT活動拠点本部にリエゾンを派遣し、DMAT活動拠点本部から被害状況の確認依頼があった病院等について、区・支所災害対策本部とともに被害状況を把握する。

※ 特に被害が甚大な場合等、必要に応じて京都府災害医療コーディネーター（別添参考資料を参照）を区・支所災害対策本部（保健福祉班）に派遣することを検討する。

※ 市救急医療調整班は、府医師会、私立病院協会、府病院協会と連携し、被害状況等の把握、情報共有を行い、病院の開院情報を市民に公開する。

※ 市救急医療調整班は、府歯科医師会に会員歯科診療所の被害状況等の把握及び情報提供を依頼する。

<活動内容>

□ 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、市救急医療調整班（健康長寿企画課、医療衛生企画課）医療係から、病院等のうち、EMISに被害状況等が入力されておらず、DMATが被害状況を把握できないものについて連絡を受ける。

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、市救急医療調整班の連絡を受けて、「区・支所病院・透析医療機関リスト」（様式1）に未入力医療機関をチェックし、未入力医療機関を確認する。

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、参集している職員のうち、未入力医療機関の被害状況把握に従事できる人員を確保する。
人員を確保できない、または不足する場合は、区・支所災害対策本部（保健福祉班）は市救急医療調整班医療係に人員派遣を要請し、派遣を受けて体制を確保する。

- （電話若しくはメールが利用可能な場合）
区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、「区・支所病院・透析医療機関リスト」の未入力医療機関に連絡をとり、EMISへの入力を依頼する。
病院等において、EMISの入力が困難な場合は、病院等から情報を聞き取り、区・支所災害対策本部（保健福祉班）がEMISの代行入力を行う。

（電話若しくはメールが利用不可な場合）
区・支所災害対策本部（保健福祉班）が、現地までの道路状況等の安全を確認のうえ、現地に行き、「病院・診療所等被害状況報告書」（様式2）に基づき情報を聞き取り、必要に応じてEMISの代行入力をする。

- 市救急医療調整班、区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、病院等の被害状況をEMISにより確認し、情報共有する。

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、市民や医療機関から救護要請があった場合は、市救急医療調整班の連絡先を案内する。

【72時間～】

<考え方>

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、地区医師会と連携し、診療所の被害状況を把握する。
- ※ 「72時間～」としているが、発災直後から診療所からの報告は随時受けていく。
- ※ 歯科診療所の被害状況の把握については、市救急医療調整班が府歯科医師会から提供を受けた会員歯科診療所の被害状況等を区・支所災害対策本部ごとに情報提供することを基本とする。

<活動内容>

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、診療所から送付される「病院・診療所等被害状況報告書」を「診療可能」、「診療不可」に仕分けする。
- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、このうち、各避難所での活動にご協力いただける診療所（あらかじめ協力依頼を行い、同意いただいている場合に限る。）の避難所における活動の可否を確認する。

（ポイント：災害時に備えた地区医師会、地区歯科医師会等の地域関係団体・機関との平時からの連携体制の構築）

区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、平時から地区医師会、地区歯科医師会等の地域の関係団体・機関と協議し、より効果的かつ迅速な診療所の被害状況の把握方法（メーリングリスト等）の調整や、災害時の避難所での活動（アセスメント、救護活動等）について、可能な範囲でご協力いただけるよう、関係構築に努めます。

また、平時からあらかじめ担当する避難所を決めるなど、いざという時の活動の準備をしておくことにより効果的です。

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、「区・支所診療所リスト」（様式3）に「診察可」、「休診」、「未確認」の区分を入力し、区災害対策本部（保健福祉班）から市救急医療調整班に送付（基本は1日1回）する。
- ※ 市救急医療調整班は、府医師会、私立病院協会、府病院協会、京都府保健医療福祉調整本部と情報共有、調整のうえ、診療所の開院情報を市民に公開する。
- ※ 市救急医療調整班は、府歯科医師会、京都府保健医療福祉調整本部と情報共有、調整のうえ、歯科診療所の開院情報を市民に公開する。

【8日目～】

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、報告書が未送付の診療所について、電話若しくはメール等により状況確認する。
 - ※ 基本的には、報告書が送付された範囲で被害状況を把握する。
- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、把握した情報に基づき「区・支所診療所リスト」を更新し、市救急医療調整班に送付（基本は1日1回）する。

②医療ニーズの把握

<活動内容>

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、各避難所（一般・福祉）に設置する健康相談窓口や、巡回健康相談・健康調査を通じて、避難所（一般・福祉）の生活衛生環境、避難住民の健康状態を把握し、全国共通様式の「避難所情報 日報」、「避難所避難者の状況 日報」、「健康相談票」にまとめる。
※ 上記に加えて、DMAT、JMAT等救護班が派遣される場合、これらの救護班が作成する、JSPEED（災害診療記録及び災害時診療概況報告システム）のデータが活用できる。

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）において、避難所（一般・福祉）の状況を「避難所状況（一般・福祉）一覧」（様式4）にまとめる。

- ※ 避難所（一般・福祉）の医療ニーズの把握については、保健活動や要配慮者の避難支援活動などの活動と一体的に実施する。

③DMAT、JMAT、歯科医療班等救護班の派遣

<活動内容>

(要請)

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、「避難所（一般・福祉）状況一覧」に基づき避難所（一般・福祉）を評価し、DMAT、JMAT、歯科医療班等救護班（以下「救護班等」という。）の派遣の必要性を検討する。
 - ※ 災害の規模によっては京都府災害医療コーディネーターを区・支所災害対策本部（保健福祉班）に派遣することも検討する。

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、市救急医療調整班連絡・記録係に救護班等の派遣要請をする。
 - ※ 発生～72時間は「DMAT」派遣、72時間～7日は「JMAT等救護班」の派遣が基本となる。また、歯科医療班については、72時間～の派遣が基本となる。

- 避難所（一般・福祉）で地区医師会に活動いただける場合、区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、市救急医療調整班に連絡したうえで、地区医師会に活動依頼（※1、2）を行う。
 - ※1 避難所で活動いただく医師等がJMAT京都に編制される場合、当該医師等は、JMAT京都隊員として活動していただく。
 - ※2 災害の状況により、区・支所災害対策本部（保健福祉班）から地区医師会へのJMAT京都への派遣依頼は、全市分を市救急医療調整班で取りまとめ、京都府保健医療福祉調整本部を通じて府医師会へ依頼する（依頼ルートを一本化する）場合がある。

- 避難所（一般・福祉）で地区歯科医師会に活動いただける場合、区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、市救急医療調整班に連絡したうえで、地区歯科医師会に活動依頼（※）を行う。
 - ※ 災害の状況により、区・支所災害対策本部（保健福祉班）から地区歯科医師会への歯科医療班の派遣依頼は、全市分を市救急医療調整班で取りまとめ、京都府保健医療福祉調整本部を通じて府歯科医師会へ依頼する（依頼ルートを一本化する）場合がある。

(受入)

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、救護班等の派遣があれば、当該救護班に活動する避難所（一般・福祉）の指示を行う。

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、救護班等の活動中は、「救護班等活動状況一覧」（様式5）により、派遣活動等を把握するとともに、「救護班等活動状況一覧」を市救急医療調整班に送付する（基本は1日1回）。

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、救護班等に事故があった場合は、区・支所災害対策本部（保健福祉班）から直ちに市救急医療調整班連絡・記録係に連絡し、対応について指示を受ける。

(継続派遣要請)

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、避難所（一般・福祉）の状況から、救護班等の派遣を継続する必要がある場合は、市救急医療調整班連絡・記録係に救護班等の継続派遣を要請する。
- ※ 継続派遣要請は、派遣期間の終了時に行うのではなく、派遣中の状況把握を通じて、派遣期間終了前のできる限り早い段階に行うように努める。

(市民等からの要請)

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、市民等から救護要請があった場合は、市救急医療調整班連絡・記録係の連絡先を案内する。

④避難所における救護スペース・救護所の設置

<活動内容>

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、避難所（一般・福祉）に体調不良者がいる場合、救護活動を行うための救護スペースを設ける。

- 被災直後等、区・支所管内で甚大な被害があり、病院等に対応しきれないなど地域で医療救護活動を行う必要が発生した場合、市救急医療調整班が、区・支所災害対策本部（保健福祉班）、京都市災害対策本部、京都府保健医療福祉調整本部と協議を行い、避難所（一般・福祉）に救護所を設置する。
救護所へのDMAT等の派遣など体制の確保や必要な資器材等の確保など救護所の運営は、市救急医療調整班（現地の運営はDMAT等に依頼）が行う。

⑤必要な医薬品・資器材の把握・調達要請

<活動内容>

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）は、前項①～④の活動のなかで、避難所（一般・福祉）、医療機関等から医薬品・資器材の要求があった場合は、内容を聞き取る。

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）から市救急医療調整班連絡・記録係に連絡し、医薬品・資器材の調達業務を引き継ぐ。

2 市救急医療調整班 医療救護活動マニュアル（初動編）

<初動～市救急医療調整班立ち上げ>

1 京都市救急医療調整班の立ち上げ着手を京都府、京都府医師会、 京都私立病院協会、京都府病院協会、京都府歯科医師会と確認

<基本は市救急医療調整班 班長、副班長、統括係が実施>

- 被害情報の収集

- 保健福祉局災害対策本部救急医療調整班の設置基準（設置基準は別途設定）に該当するか確認
保健福祉局災害対策本部（保健福祉総務課）に連絡し、設置開始を確認。
保健所長、健康長寿のまち・京都推進担当局長に設置連絡を入れる。
※ 京都市域で震度6弱以上の地震が発生した時は、自動的に立ち上げ。

- 京都府（災害対策本部保健医療福祉調整本部）、京都府医師会（京都府医師会災害対策本部）、京都私立病院協会、京都府病院協会、京都府歯科医師会（京都府歯科医師会災害対策本部）に市救急医療調整班の立ち上げ着手を連絡・確認

- 上記、京都府保健医療福祉調整本部への連絡時には、DMAT活動拠点本部の設置場所を確認し、京都市救急医療調整班からDMAT活動拠点本部にリエゾンを派遣する。

- 班長、副班長、統括係が市救急医療調整班職員の参集連絡を開始

- 京都府へ京都府災害医療コーディネーターの参集依頼
 - 府災害医療コーディネーターは、市救急医療調整班に参集する。

⇒ 京都府（京都府災害対策本部保健医療福祉調整本部）・京都府医師会（京都府医師会災害対策本部）・京都私立病院協会・京都府病院協会・京都府歯科医師会（京都府歯科医師会災害対策本部）・京都市の連絡先は「医療救護関係機関コンタクトリスト」（資料①）参照

2 京都市救急医療調整班の設営（活動場所への参集等）

- 京都市救急医療調整班：京都朝日ビル4階 健康長寿企画課執務室
- ※ 新庁舎では、保健医療福祉調整本部（庶務班、要配慮者支援班、救急医療調整班、保健班、衛生班で構成）スペースを確保するよう要調整

3 参集職員の確認と役割分担

- 参集できる職員の確認
- ⇒ 京都市救急医療調整班役割分担（資料②）

<参集した職員から次の作業を実施>

- 電源、インターネット接続の確認
- 通信手段の確保（防災無線の確認、災害優先電話の確認、衛星通信電話の設営）
- 市救急医療調整班のレイアウト配置
- ⇒ 京都市救急医療調整班レイアウト（資料③）
- 必要器材の確保・配置、市救急医療調整班の組織図・電話番号の掲示
- ⇒ 机、パソコン、筆記用具、ホワイトボード、コピー機など必要資器材一覧（資料④）
- 参集した人員の係割り（下記①から順に割り振り、順次活動を開始する。）
- ①統括係（2人） ②連絡・記録係（3人）
- ③情報整理係（2人） ④医療係（2人）
- ⑤府本部リエゾン（2人） ⑥DMAT活動拠点本部リエゾン（2人）
- ⑦避難所・福祉施設係 ⑧医薬品・資器材調達係
- ※上記①～⑥の括弧人数は、立ち上げ時に優先確保する最低人数
- あらかじめ割り振られた担当（以下「正担当」という。）に関わらず、上記の優先順位に従い割り当てられた担当の業務を開始する。
- 正担当が到着すれば交代し、優先順位に従い別の業務を開始する。

4 各区・支所災害対策本部（保健福祉班）との連絡体制の確保

- 市救急医療調整班が、各区・支所災害対策本部（保健福祉班）に連絡し、市救急医療調整班が設置したことを連絡する。

① 医療救護関係機関コンタクトリスト

機 関	電話／F A X メールアドレス 防災無線等
京都府保健医療福祉調整本部	電話:075-414-4744/FAX : 075-414-4752
京都府医療課	電話:075-414-4743/FAX : 075-414-4752
京都府医師会	電話:075-354-6101/FAX : 075-354-6074
京都私立病院協会	電話:075-354-8838/FAX : 075-354-8802
京都府病院協会	電話: 075-354-6072/FAX : 075-354-6074
京都府歯科医師会	電話: 075-812-8020/FAX : 075-812-8812

京都市救急医療調整班 (健康長寿企画課)	電話:075-222-3411/FAX : 075-222-3416 kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp
京都市保健福祉局災害対策本部 (保健福祉総務課)	電話:075-222-3366/FAX : 075-222-3386
京都市防災危機管理室	電話:075-212-6792/FAX : 075-212-6790
京都市消防局	電話:075-212-6625/FAX : 075-251-0062

機 関	電 話 / F A X メー ル ア ド レ ス 防 災 無 線 等
北区役所災害対策本部	電話:075-432-1199/FAX : 075-432-0388
上京区役所災害対策本部	電話:075-441-5029/FAX : 075-432-0566
左京区役所災害対策本部	電話:075-702-1021/FAX : 075-702-1301
中京区役所災害対策本部	電話:075-812-2421/FAX : 075-812-0408
東山区役所災害対策本部	電話:075-561-9105/FAX : 075-541-9104
山科区役所災害対策本部	電話:075-592-3066/FAX : 075-502-1639
下京区役所災害対策本部	電話:075-371-7164/FAX : 075-351-4439
南区役所災害対策本部	電話:075-681-3439/FAX : 075-681-5513
右京区役所災害対策本部	電話:075-861-1784/FAX : 075-872-5048
西京区役所災害対策本部	電話:075-381-7157/FAX : 075-381-6135
洛西支所災害対策本部	電話:075-332-9185/FAX : 075-332-8188
伏見区役所災害対策本部	電話:075-611-1295/FAX : 075-611-4716
深草支所災害対策本部	電話:075-642-3125/FAX : 075-643-7719
醍醐支所災害対策本部	電話 075-571-6105/FAX : 075-573-1505

② 京都市救急医療調整班 役割分担

係名	業務内容	人数	割り当て
班長	班統括	1	健康長寿企画課長
副班長	班長の補佐	1	医療衛生企画課医務担当課長
災害医療コーディネーター	救急搬送調整、救護班等派遣に係る助言、その他班運営全般に係る助言（医療係、避難所・福祉施設係に配置）	14	府から派遣
統括係	救急医療調整班の運営を統括する。	3 + α	事務課長級1、企画SV、調査SV、応援
府リエゾン	京都府保健医療福祉調整本部に派遣し、府市の円滑な情報共有を図る。	2	
DMAT活動拠点本部 リエゾン	DMAT活動拠点本部に派遣し、同本部と市の円滑な情報共有を図る。	2 + α	
連絡・記録係	救急医療調整班に入る情報を記録する。	5 + α	企画調査3 医衛SV2、応援
情報整理係	連絡・記録係が収集した情報を整理し、担当係へ対応を引き継ぐ。	2 + α	企画調査2、応援
医療係	関係部署から医療救護に関わる被害状況・活動状況等を情報収集する。	2 + α	健長推進2（SV1含む）、応援 *健長医師3、歯科医師1（避難所・福祉施設係兼務）
避難所・福祉施設係	避難所・福祉施設の状況を把握し、救護班等派遣調整をする。 ※被災状況によりブロックに分ける	4 + α	健長推進2、応援 *健長医師3、歯科医師1（兼務）
医薬品・資器材等調達係	医療救護活動に使う医薬品や資器材等必要な物品等を調達する。	2 + α	健長推進1、応援

※地域支援担当は、災ボラ活動に従事

※地域包括ケア推進担当及び介護予防担当は、所管施設の対応に従事

※保健師、管理栄養士、歯科衛生士は、保健班活動に従事

④ 必要資器材一覧

No	品名	数量	備考
1	長机	38 台	予備2台
2	椅子	90 脚	予備4脚
3	電話機	20 台	予備2台
4	ノートパソコン	25 台	
5	電源タップ	15 個	8口タップ
6	LANケーブル	30 本	予備5本
7	組織図	1 部	
8	全市地図	1 枚	
9	各区防災マップ	12 枚	A3パウチしたもの
10	情報把握用テレビ	1 台	
11	テレビ線	1 本	
12	携帯ラジオ	2 台	
13	デジタルカメラ	2 台	現場撮影用
14	懐中電灯	10 台	
15	防災無線	1 機	
16	衛星電話	2 台	
17	ビブス	50 着	班長2, 副班長2, 災害医療 コーディネーター2, 統括6, 連絡・記録10, 情報整理 4, 医療4, 避難所・福祉施 設8, 医薬品・資器材等調 達4, 予備8
18	どこでもシート	2 箱	クロノロ用シート50枚分
19	ホワイトボードマーカー	40 本	黒及び赤20本ずつ

3 市救急医療調整班 医療救護活動マニュアル（活動編）

超急性期・急性期（発生～72時間）

統括係

【役割】 救急医療調整班の運営を統括する。

- 京都市救急医療調整班が活動を開始することを関係部署に連絡する。
当方の電話番号等及び所在地を伝え、関係部署との連絡体制を確保する。
(関係部署)
 - 京都府災害対策本部保健医療福祉調整本部
 - 京都府医師会、京都私立病院協会、京都府病院協会
 - 京都府歯科医師会
 - 京都市災害対策本部
 - ・ 保健福祉局災害対策本部
 - ・ 防災危機管理室
 - ・ 消防局
 - 各区・支所災害対策本部（保健福祉班）

- 京都市災害対策本部（保健福祉局保健福祉総務課、防災危機管理室、消防局）から被災情報を収集する。
 - ライフライン状況
 - 道路・交通機関状況
 - 通信手段の確保状況
 - 福祉施設の状況
 - 避難所（一般・福祉）の状況
 - ガソリンスタンド等燃料確保の状況

- 医療係を通じて区・支所災害対策本部（保健福祉班）から、区・支所において医療機関の被害状況を把握する人員の確保が困難との連絡を受けた場合は、統括係は、保健福祉局保健福祉総務課に人員確保を要請し、該当区・支所へ派遣する。

- 情報整理係から依頼される、各係（医療係、避難所・福祉施設係、医薬品・資器材等調達係）の担当外の情報について、関係部署を確認し、対応を引き継ぐ。
- ミーティング等で確認した活動方針を掲示し、共有する。
- 各班の活動状況を把握する。
- ミーティングを取り仕切る。

連絡・記録係

【役割】京都市救急医療調整班に入る情報を記録し、情報を共有する。

京都市救急医療調整班の代表連絡窓口。

- ・ 地域災害拠点病院はじめ市内病院の連絡窓口
- ・ 京都府、京都府医師会、京都私立病院協会、京都府病院協会、京都府歯科医師会など関係機関・団体の連絡窓口

①電話等担当、②クロノロ担当、③入力担当に分かれて活動する。

□ 電話等担当者（※）は、受電内容を専用の記録用紙に記録し、クロノロ担当に渡す。

※ 通信手段（電話、メール等）別に担当者を決める。

□ クロノロ（※）担当は、記録用紙をもとにホワイトボード若しくはライティングシートに記録し、入力担当に渡す。

※ クロノロジーの略：情報を時系列で並べたもの

□ 入力担当は、パソコンに内容を記録し、記録用紙を情報整理係へ渡す。

※ 対応が必要なものについては、印をつけて履行確認ができるようにする。

（参考：クロノロジー記入例）

時間	発	受	内容	対応
9:14	北区	連絡	避難所避難者に負傷者多数。救護班5班の派遣を要請。	済

医療係

【役割】医療機関の被害等情報の把握、救護班等派遣の管理をする。

※ 医療機関への患者の受入れ、搬送や付随する調整は、DMAT等と協力して実施する。

<病院等の被害状況把握と復旧支援>

[発生～72時間]

□ DMATが行う病院等の被害状況の確認活動を把握する。

DMATから病院等の被害状況把握の依頼があった場合は、区・支所災害対策本部に連絡し、被害状況の把握を依頼する。

※ 病院等の被害状況把握は、EMISで行う。

□ 京都府歯科医師会へ会員歯科診療所（市内）の被害状況の把握と情報提供を依頼する。

[72時間～]

□ 区・支所災害対策本部（保健福祉班）から診療所の診療可・休診の診察状況、被害状況を集約する。

□ 京都府歯科医師会から会員歯科診療所（市内）の診察可・休診の診察状況、被害状況について情報提供を受ける。

京都府歯科医師会から提供を受けた歯科診療所の情報を、区・支所災害対策本部ごとに情報提供する。

□ 医療機関の診察可・休診情報を公開する。

<DMAT、JMAT、歯科医療班等救護班の活動状況把握>

□ 京都府保健医療福祉調整本部及びDMAT活動拠点本部に派遣した市リエゾンからDMAT、JMAT、歯科医療班等救護班（以下「救護班等」という。）の派遣状況を把握し、市救急医療調整班内で情報を共有する。

<救護班等の派遣調整>

- 避難所・福祉施設係からの連絡を受けて、救護班等の派遣要請状況を把握する。

(避難所・福祉施設係と合同)〔派遣調整は、避難所・福祉施設係〕

- 下記の情報を、京都府災害医療コーディネーター、DMAT活動拠点本部、避難所・福祉施設係と協議し、派遣する区・支所(避難所・福祉施設)を決める。

- 区・支所災害対策本部(保健福祉班)、福祉施設所管課からの避難所(一般・福祉)、福祉施設の情報(避難所の生活衛生環境、避難者の健康状態、救護班等の派遣要請状況など)

(活用する基本情報)

- ・各区・支所から送付される「避難所(一般・福祉)状況一覧」
全国共通様式「避難所情報日報」、「避難所避難者の状況日報」の情報
- ・J S P E E Dの災害診療記録情報

※ 救護班等派遣先の割り振りに当たり優先度が高い避難所・福祉施設に派遣できるよう全市状況の把握に努める。

- 京都府保健医療福祉調整本部を通じて、DMAT活動拠点本部、京都府医師会、京都府歯科医師会に救護班等の派遣要請を行う。

※ 京都府保健医療福祉調整本部を通じて、DMAT活動拠点本部、京都府医師会、京都府歯科医師会から市域の避難所・福祉施設で活動できる救護班等が割り当てられ次第、次の作業を行う。

- 派遣される救護班等の情報を確認する。

(確認事項)

派遣元所属、人数、職種、所有する医薬品・資器材、派遣期間、搬送用車両(移動手段)の有無

- 該当区・支所災害対策本部(保健福祉班)、福祉施設所管課に救護班等を派遣することを伝える。

(連絡事項)

派遣元所属、人数、職種、所有する医薬品・資器材、派遣期間、搬送用車両(移動手段)の有無

□ 派遣中も、医療係において救護班等の活動状況等を把握し、期間終了までに継続派遣の必要性を区・支所災害対策本部（保健福祉班）に確認する。

※ 区・支所災害対策本部においては、救護班等の活動状況を把握するとともに、当該避難所・福祉施設の状況を把握し、延長の必要があれば、市救急医療調整班連絡・記録係に救護班等の継続派遣を要請する。

※ 区・支所災害対策本部において、継続派遣要請は、派遣期間の終了時に行うのではなく、派遣中の状況把握を通じて、派遣期間終了前のできる限り早めに行うよう努める。

- 京都府医師会、京都私立病院協会、京都府病院協会、京都府歯科医師会との情報交換
- 本市災害対策本部の活動状況、府医師会、私立病院協会、府病院協会、府歯科医師会の活動状況の情報共有
 - 病院・診療所の被害状況確認
 - 地区医師会、地区歯科医師会の避難所での活動状況の情報共有

<救護所の設置>

(避難所・福祉施設係と合同)〔派遣先調整は、避難所・福祉施設係〕

□ DMA T活動拠点本部及び京都府保健医療福祉調整本部に派遣した市リエゾンや京都府医師会、京都私立病院協会、京都府病院協会、京都府歯科医師会からの情報から、病院等において傷病者に対応しきれないなどの状況が生じた場合は、区・支所災害対策本部（保健福祉班）、京都市災害対策本部、京都府保健医療福祉調整本部と協議を行い、避難所（一般・福祉）への救護所の設置の必要性を検討する。

□ 救護所の設置が必要と判断された場合は、避難所・福祉施設係と連携し、設置対象区・支所災害対策本部（保健福祉班）と協議のうえ、設置する避難所（一般・福祉）を決定する。

□ 京都府保健医療福祉調整本部に、救護所を運営するDMA T等救護班の派遣依頼を行う。

- 派遣される救護班等の情報を確認する。
(確認事項)
派遣元所属、人数、職種、所有する医薬品・資器材、派遣期間、搬送用車両（移動手段）の有無

- 救護所開設を公表する。

- 市救急医療調整班医療係は、救護所で活動する救護班等の活動状況を、直接救護班等に連絡を取って把握し、救護所の開設継続の必要性を判断する。必要性の検討に当たっては、区・支所災害対策本部（保健福祉班）、京都市災害対策本部、京都府保健医療福祉調整本部と十分に意見交換を行う。

- 救護所設置の必要性がなくなると認められる場合、市救急医療調整班医療係は、区・支所災害対策本部（保健福祉班）、京都市災害対策本部、京都府保健医療福祉調整本部に連絡のうえ、救護所を閉鎖する。

避難所・福祉施設係

【役割】避難所・福祉施設の状況を把握・分析し、救護班の派遣先調整をする。

<避難所（一般・福祉）担当>

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）から避難所（一般・福祉）の生活衛生環境、避難者の健康状態について情報を把握する。

- 区・支所災害対策本部（保健福祉班）から救護班等の派遣要請を受ける。
（確認内容）
 - 派遣する避難所の名称・場所
 - 当該避難所の情報（「避難所情報 日報」、「避難所避難者の状況 日報」の記載事項）

<福祉施設担当>

- 福祉施設の被害状況に関する情報を、要配慮者支援班（介護ケア推進課、障害保健福祉推進室）から把握する。

 - 保健福祉局所管課から救護班等の派遣要請を受ける。
- ※ 避難所（一般・福祉）担当、福祉施設担当は、被害の規模・場所、DMAT活動拠点本部の設置状況に応じて、市内を複数のブロックに分けて対応する。

<救護班等の派遣調整>

（医療係と合同）〔派遣管理は、医療係〕

- 下記の情報を、京都府災害医療コーディネーター、DMAT活動拠点本部、医療係と協議し、派遣する区・支所（避難所・福祉施設）を決める。
 - 区・支所災害対策本部（保健福祉班）、福祉施設所管課からの避難所（一般・福祉）、福祉施設の情報（避難所の生活衛生環境、避難者の健康状態、救護班等の派遣要請状況など）
（活用する基本情報）
 - ・各区・支所から送付される「避難所（一般・福祉）状況一覧」
全国共通様式「避難所情報日報」、「避難所避難者の状況日報」の情報
 - ・J S P E E Dの災害診療記録情報

※ 救護班等派遣先の割り振りにあたり優先度が高い避難所・福祉施設に派遣できるように全市状況の把握に努める。

□ 避難所（一般・福祉）及び福祉施設の情報を京都府保健医療福祉調整本部、DMA T活動拠点本部へ報告する。（頻度等は要調整）

□ 医療係が把握する、京都府保健医療福祉調整本部及びDMA T活動拠点本部の本市リエゾンからの救護班等の派遣情報を共有する。

<救護所の設置>

（医療係と合同）〔派遣管理は、医療係〕

□ 医療係において救護所の設置が必要と判断された場合は、医療係と連携し、設置対象区・支所災害対策本部（保健福祉班）と協議のうえ、設置する避難所（一般・福祉）を決定する。

医薬品・資器材等調達（ロジスティクス）係

【役割】 医療救護活動に使う医薬品や資器材等必要な物品等を調達する。

（別途作成）

ミーティングの開催

- 毎日、10:00と17:00にミーティングを開催し、活動状況の情報共有と今後の活動方針の確認を行う。
上記のほか必要に応じて適宜ミーティングを開催する。
- ミーティング内容を京都府保健医療福祉調整本部、京都市災害対策本部に報告する。